

中国人民銀行 クロスボーダー人民元業務手続簡素化及び関連政策改善の通知

トランザクションバンキング部
中国調査室

2013年7月5日、中国人民銀行は「クロスボーダー人民元業務手続簡素化及び関連政策改善の通知」(銀發[2013]168号、以下、「通知」と略)を公布しました。「通知」は公布日より施行としており、經常項目下の決済エビデンス、入金手続などを簡素化し、また、域内非金融機関による人民元域外貸付及び域外人民元債券発行などの業務についても明文化されました。

「通知」の主要ポイントは以下の通りですが、具体的なオペレーションにつきましては、今後人民銀行本部より別途 Q&A が出されるとも言われており、人民銀行各地方支部からも実施細則が打ち出される可能性があります。

◆ 經常項目下のクロスボーダー人民元決済について

「通知」によると、「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト」(以下、「リスト」と略)以外の企業は業務エビデンス、或いは「クロスボーダー人民元決済受取/支払証明」を銀行に提出して、直接クロスボーダー人民元決済を取り扱うことが可能となります。従来と比べ、企業が提出するエビデンスが大幅に簡素化されました。

また、決済代金の入金について、域内銀行は関連エビデンスを審査する前に、企業に対して經常項目下のクロスボーダー人民元決済代金の入金手続きを取扱うことが可能となりました。

但し、「リスト」に掲載されている企業に対して、銀行は関連法規に基づき厳格にエビデンス審査を行わなければなりません。

◆ 域内非金融機関の人民元域外貸付業務について

「通知」では、域内非金融機関の人民元建て域外貸付について初めて明文化されました。域内非金融機関は、持分関係或いは同一親会社を有し、且つ域内メンバー企業が地域本部もしくは投資管理機能を有する場合、人民元プーリングによる域外貸付決済業務を域内銀行に直接申請することが可能となります。具体的に以下のポイントが示されています。

- ✓ 金利、期間、用途: 商業原則に基づき双方で決定できる
- ✓ 口座: 域内非金融機関は、域内の銀行に「人民元専用預金口座」を開設し、貸付の実行及び返済は「人民元専用預金口座」を経由しなければならない。

- ✓ 貸付資金の回流：域外貸付の返済金額は貸付元金、利息、域内所得税、関連諸費用等合理的な収入の合計額を超えてはならない。

以上のように外貨建て域外貸付業務と比べて、貸付対象先が拡大され、申請手続きも簡素化されました。

◆ 域内非金融機関の域外人民元債券発行について

「通知」によると、域内非金融機関は域内銀行に人民元専用預金口座を開設し、人民銀行に承認された域外から振替えた債券募集資金を預け入れることが可能となります。当該口座の預金金利は人民銀行の普通預金金利を適用します。また、資金の用途については、債券募集説明書の使用範囲に限定され、それ以外への流用はできません。

◆ 域内非金融機関の対外人民元担保について

「通知」によると、域内非金融機関は関連法規に基づき、対外人民元担保を提供することが可能となります。担保履行する際、域内銀行は真実性を審査した後、企業の人民元決済を取扱うことができます。一方、域内企業が域外留保している人民元資金で直接支払うことも可能となります。

以 上

以下は規定の原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">中国人民银行关于简化跨境人民币业务流程 和完善有关政策的通知 银发[2013]168号</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，省会（首府）城市中心支行、副省级城市中心支行，国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：</p> <p>为进一步提高跨境人民币结算效率，便利银行业金融机构（以下简称银行）和企业使用人民币进行跨境结算，现就简化跨境人民币业务流程和完善有关政策等事项通知如下：</p> <p>一、关于经常项下跨境人民币结算业务</p> <p>（一）境内银行可在“了解你的客户”、“了解你的业务”、“尽职审查”三原则的基础上，凭企业（出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单内的企业除外）提交的业务凭证或《跨境人民币结算收/付款说明》，直接办理跨境结算。</p> <p>（二）企业经常项下人民币结算资金需要自动入账的，境内银行可先为其办理入账，再进行相关贸易真实性审核。</p> <p>（三）鼓励境内银行开展跨境人民币贸易融资业务。境内银行可开展跨境人民币贸易融资资产跨境转让业务。</p> <p>（四）出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单内的企业办理经常项下跨境人民币结算业务时，境内银行应按《中国人民银行办公厅 财政部办公厅</p>	<p style="text-align: center;">中国人民銀行：クロスボーダー人民元業務手続簡素化及び関連政策改善の通知 銀発[2013]168号</p> <p>中国人民銀行上海総部、各支行、営業管理部、省都（首府）都市中心支行、副省級都市中心支行、国家開発銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式商業銀行、中国郵政貯蓄銀行：</p> <p>クロスボーダー人民元決済効率を一層高め、銀行金融機関（以下、「銀行」）と企業が人民元を利用し、クロスボーダー人民元決済の利便性を高めるため、クロスボーダー人民元業務手続簡素化と関連政策改善の関連事項について以下の通り通知する：</p> <p>一、經常項目下のクロスボーダー人民元決済</p> <p>（一）域内銀行は「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」の三原則に基づき、企業（輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト内の企業を除く）により提出された業務エビデンス、或いは「クロスボーダー人民元決済受取／支払証明」を審査し、直接クロスボーダー人民元決済を取り扱うことができる。</p> <p>（二）企業經常項目下の人民元決済資金は自動的な入金が必要となる場合、域内銀行は企業のために先に入金手続を行ってから、関連貿易の真実審査を行うことができる。</p> <p>（三）域内銀行のクロスボーダー人民元貿易融資業務展開を奨励する。域内銀行は、クロスボーダー人民元貿易融資資産のクロスボーダー譲渡業務を取り扱うことができる。</p> <p>（四）輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストに列挙されている企業が經常項目下の人民元決済業務を取り扱う際に、域内銀行は「中国人民銀行弁公庁、財政部弁公庁、商務部弁公庁、税関総署</p>

商务部办公厅 海关总署办公厅 国家税务总局办公厅 银监会办公厅关于出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单的函》(银办函〔2012〕381号)确定的原则,严格进行业务真实性审核。人民银行各分支机构可将在本地区注册的出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单发送给辖区内银行内部使用。

二、关于银行卡人民币账户跨境清算业务

(一) 银行卡人民币账户内交易的跨行跨境清算业务,应在境内设立的具有人民币业务资格的银行卡清算机构(以下简称境内银行卡清算机构),通过境外人民币业务清算行或境内代理银行渠道办理。

(二) 在境外使用境内银行发行的银行卡的人民币账户消费或提取现钞后,境内发卡银行应以人民币与境内银行卡清算机构清算,境内银行卡清算机构以人民币或外币与境外收单机构清算。

(三) 在境内使用境外银行发行的银行卡的人民币账户消费或提取人民币现钞后,境内收单机构应以人民币与境内银行卡清算机构清算,境内银行卡清算机构应以人民币与境外发卡银行清算。

(四) 银行卡人民币账户跨行跨境清算业务涉及的人民币跨境收付信息,由境内银行卡清算机构通过其境内结算银行统一向人民币跨境收付信息管理系统报送。

弁公庁、国家税務総局弁公庁、銀监会弁公庁 輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストに関する書簡」(銀弁函〔2012〕381号)に確定された原則に基づき、業務の真实性審査を厳格に行わなければならない。人民銀行各分支機関は当該地区に登録した輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストを所轄地域内の銀行に転送し、内部にて使用させる。

二、銀行カード人民元口座のクロスボーダークリアリング業務関連

(一) 銀行カード人民元口座内取引の銀行間クロスボーダークリアリング業務は、域内に設立した人民元業務資格を持つ銀行カードクリアリング機関(以下、域内銀行カードクリアリング機関)が、域外人民元業務クリアリング銀行、或いは域内エージェント銀行経由で取り扱うことができる。

(二) 域外に域内銀行が発行した銀行カードの人民元口座を使用し、消費或いは現金を引き出した後、域内カード発行銀行は、人民元で域内銀行カードクリアリング機関と清算をしなければならず、銀行カードクリアリング機関は人民元、或いは外貨で域外エビデンス受取機関と清算を行わなければならない。

(三) 域内で域外銀行が発行した銀行カードの人民元口座を使用し、消費或いは現金を引き出した後、域内エビデンス受取機関は、人民元で域内銀行カードクリアリング機関と清算を行い、域内銀行カードクリアリング機関は、人民元で域外カード発行銀行と清算を行わなければならない。

(四) 銀行カード人民元口座の銀行間クロスボーダークリアリング業務がクロスボーダー人民元収支情報に係わる場合、域内銀行カードクリアリング機関は統一してクロスボーダー人民元収支情報管理システムに報告する。

(五) 银行卡人民币跨境清算业务按上述规定办理, 中国人民银行公告(2003)第16号第六条、中国人民银行公告(2004)第8号第六条、《中国人民银行关于内地银行与香港和澳门银行办理个人人民币业务有关问题的通知》(银发〔2004〕254号)第三、四、十七条关于个人人民币银行卡清算事宜的相关规定不再执行。

三、关于境内非金融机构人民币境外放款业务

(一) 境内非金融机构可向境内银行申请办理人民币境外放款结算业务。具有股权关系或同由一家母公司最终控股, 且由一家成员机构行使地区总部或投资管理职能的境内非金融机构, 可使用人民币资金池模式向境内银行申请开展人民币资金池境外放款结算业务。

(二) 境内银行应在认真审核境内非金融机构提交的人民币境外放款业务申请材料后, 为其办理跨境人民币结算业务。

(三) 开展人民币境外放款业务的境内非金融机构应按照《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令〔2003〕第5号发布)等银行结算账户管理规定, 向境内银行申请开立人民币专用存款账户, 专门用于人民币境外放款。

(四) 境内非金融机构向境外放款的利率、期限和用途由借贷双方按照商业原则, 在合理范围内协商确定。

(五) 人民币境外放款必须经由放款的人民币专用存款账户以人民币收回, 且回流金额不得超过放款

(五) 銀行カードクロスボーダー人民元クリアリング業務は上述規定に基づき取り扱う。中国人民銀行公告[2003]年第16号第六条、中国人民銀行公告[2004]年第8号第六条、「中国人民銀行：内地銀行と香港・マカオ銀行による個人人民元業務関連問題の通知」(銀発[2004]254号)第三、四、十七条の人民元銀行カードクリアリング事項関連規定は適用しない。

三、域内非金融機関による人民元域外貸付業務

(一) 域内の非金融機関は域内の銀行に対し、人民元域外貸付決済業務を申請できるものとする。持分関係にある企業もしくは同一親会社を有する関連企業グループの中で、域内の非金融機関メンバー企業が地域本部もしくは投資管理機能を有する場合、人民元プーリングスキームにて域内の銀行に対し、人民元プーリングによる域外貸付決済業務を申請できる。

(二) 域内の銀行は当該域内非金融機関が提出した人民元域外貸付業務に関わる申請書類を確りと審査の上、その申請内容に基づき、クロスボーダー人民元決済業務を実行する。

(三) 当該人民元域外貸付業務を展開する域内非金融機関は「人民元銀行決済口座管理弁法」(中国人民銀行令[2003]第5号)等の銀行決済口座管理規定に則して、域内の銀行に対して専用の人民元預金口座開設の申請を行い、その口座を人民元の域外貸付専用にする。

(四) 域内の非金融機関が域外向け貸付を実行する際の金利、期間及び用途については、借手側と貸手側が商業原則に基づき、合理的な範囲内で協議し、合意する。

(五) 人民元域外貸付金の返済は、必ず上記の人民元域外貸付専用預金口座を経由して行うものとし、且つ

金額及利息、境内所得税、相关费用等合理收入之和。

(六) 银行应认真履行信息报送职责，及时准确地向人民币跨境收付信息管理系统报送人民币跨境收付信息、跨境信贷融资业务等相关信息。若涉及人民币跨境担保业务，还需报送人民币跨境担保信息。

四、关于境内非金融机构境外发行人民币债券

(一) 境内非金融机构可按《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令〔2003〕第5号发布)等银行结算账户管理规定，向境内银行申请开立人民币专用存款账户，专门用于存放经人民银行同意从境外汇入的发债募集资金。该账户的存款利率按人民银行公布的活期存款利率执行，资金应当严格按照在债券募集说明书约定的使用范围内使用，不得挪作他用。

(二) 境外发行人民币债券涉及人民币汇入或还本付息的，境内银行应及时准确地向人民币跨境收付信息管理系统报送人民币跨境收付信息。若涉及人民币跨境担保业务，还需报送人民币跨境担保信息。

五、境内非金融机构可以按照《中华人民共和国物权法》、《中华人民共和国担保法》等法律规定，对外提供人民币担保。境内非金融机构对外担保使用人民币履约时，境内银行进行真实性审核后，为其办理人民币结算，并向人民币跨境收付信息管理系统报送相关信息。履约款项也可由境内非金融机构使用其境外留存的人民币资金直接支付。

返済金額は貸付金額、利息、域内の所得税、関連諸費用等合理的な収入の合計額を超えてはならない。

(六) 銀行は関連データにつき、当局報告の義務を負うこととする。人民元クロスボーダー収支情報管理システム(RCPMIS)にて関連の人民元クロスボーダー収支、融資等の関連情報を速やかに報告しなければならない。クロスボーダー人民元担保業務に関連する場合、当該クロスボーダー人民元担保情報も併せて報告しなければならない。

四、域内非金融機関による域外人民元債券の発行について

(一) 域内非金融機関は「人民元銀行決済口座管理弁法」(中国人民銀行令[2003]第5号)等の銀行決済口座管理規定に基づき、域内銀行に人民元専用預金口座を申請し、人民銀行に承認された域外から振替えた起債調達資金を入金することができる。当該口座の預金金利は人民銀行の普通預金金利に基づいて執行し、資金の使用にあたって、債券募集説明書に約定した使用範囲を厳格に遵守し、他の用途に流用してはならない。

(二) 域外で発行した人民元債券の人民元入金或いは元本返済利息支払いがある場合、域内銀行は遅滞なく正確に人民元クロスボーダー収支情報管理システムに人民元クロスボーダー収支情報を報告しなければならない。人民元クロスボーダー担保業務がある場合、人民元クロスボーダー担保情報を報告しなければならない。

五、域内非金融機関は「中華人民共和国物権法」「中華人民共和国担保法」等の法律規定に基づき、対外人民元担保を提供できる。域内非金融機関が対外担保を人民元で履行する場合、域内銀行は真実を審査した後、人民元決済を取扱い、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに関連情報を報告しなければならない。履行資金について、域内非金融機関が域外留保している人民元資金で直接支払うこ

<p>六、境内代理银行对境外参加银行的人民币账户融资期限延长至一年，账户融资比例不得超过该境内代理银行人民币各项存款上年末余额的3%。</p> <p>七、境外参加银行在境内代理银行开立的人民币同业往来账户与境外参加银行在境外人民币业务清算行开立的人民币账户之间，因结算需要可进行资金汇划。各境外人民币业务清算行在境内开立的人民币清算账户之间，因结算需要可进行资金汇划。</p> <p>八、人民银行各分支机构要充分利用人民币跨境收付信息管理系统，做好信息监测分析，定期对银行和企业跨境人民币业务开展情况依法进行非现场检查监督，并根据实际需要进行现场检查，防范风险。发现银行违反有关规定的，应要求银行限期整改。</p> <p>九、本通知自发布之日起施行。与本通知不一致的有关规定，以本通知为准。请人民银行副省级城市中心支行以上分支机构将本通知转发至辖区内人民银行各分支机构、外资银行和地方法人金融机构。</p> <p>执行中如遇问题，请及时报告人民银行货币政策二司。</p> <p>中国人民银行 2013年7月5日</p>	<p>ともできる。</p> <p>六、域内エージェント銀行は域外参加銀行の人民元口座融資期限を一年まで延ばし、口座融資比率は当該域内エージェント銀行の人民元各項目預金の前年末時点残高の3%を超えてはならない。</p> <p>七、域外参加銀行が域内エージェント銀行で開設した人民元ノストロ口座と域外参加銀行が域外人民元業務クリアリング銀行で開設した人民元口座との間で、決済の必要があれば資金振替を行うことができる。各域外人民元業務クリアリング銀行が域内に開設した人民元クリアリング口座の間に、決済の必要があれば、資金の振替を行うことができる。</p> <p>八、人民銀行の各支行・支部は人民元クロスボーダー収支情報管理システムを十分に利用し、情報のモニターニング・分析を行い、銀行と企業のクロスボーダー人民元業務の実施状況に対して、法に基づき、定期的にオフサイト検査監督を実施し、実際の需要に基づき、オンサイト検査を実施し、リスクを防止する。銀行が関連規定に違反する行為がある場合、銀行が期限内に改善することを要請する。</p> <p>九、本通知は公布日より施行する。本通知と不一致がある場合、本通知を基準とする。人民銀行の各副省级都市中心支行以上の支行は本通知を所管する人民銀行支行・支部、外資銀行及び地方法人金融機関に転送すること。</p> <p>執行において問題がある場合には、遅滞なく人民銀行貨幣政策二司に報告のこと。</p> <p>中国人民銀行 2013年7月5日</p>
---	--

【日本語仮訳:三菱東京UFJ銀行(中国)トランザクションバンキング部中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を担保するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯証大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255